

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
二宮町	中里地区(中里集落)	令和3年9月29日	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	40.74ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28.15ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	12.02ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.05ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.14ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.31ha
(備考)	

2 対象地区の課題

75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が多いものの、後継者のいない農業者の耕作面積の全てを満足するには至らず、認定農業者等が集落内に少ない上に拡大意向もないことから、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成・確保や後継者による維持が必要となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中里集落のうち、中里北部の町道中里63号線及び町道中里64号線周辺の農地(※地図a)の利用は、基本構想水準到達者(農業法人)1経営体が担うほか、認定農業者による維持や後継者を含めた新たな認定農業者の確保に努めるとともに、新たな入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

中里集落のうち、中里北部の1級町道3号線周辺の農地(※地図b)の利用は、認定農業者による維持や後継者を含めた新たな認定農業者の確保に努めるとともに、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

中里集落のうち、中里南部の吾妻山北部の山麓周辺の農地(※地図c)の利用は、認定農業者による維持や後継者を含めた新たな認定農業者の確保に努めるとともに、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

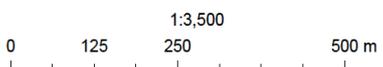
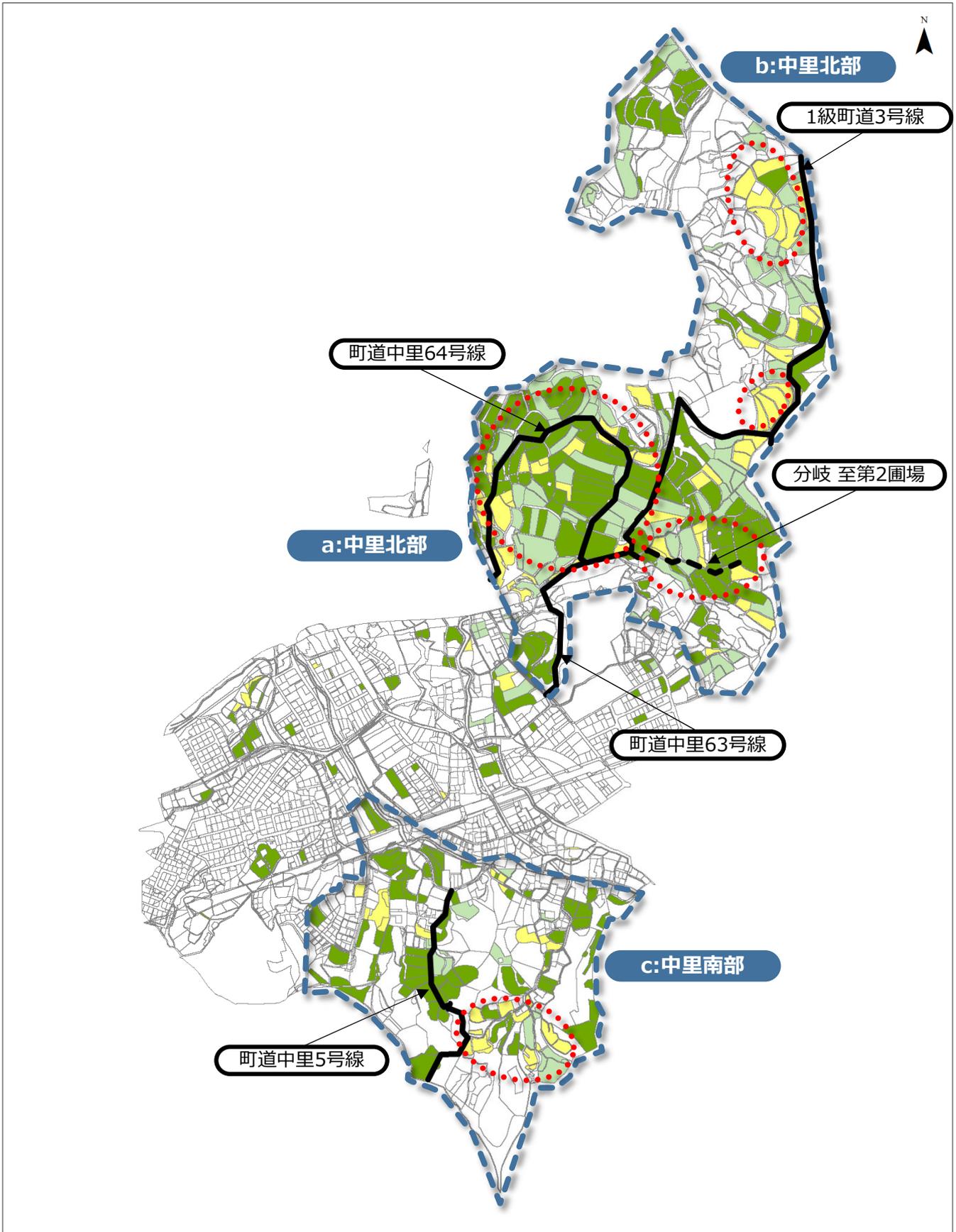
(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	認定農業者a	果樹/野菜	1.33 ha	果樹/野菜	1.33 ha	中里集落(中里北部)
認農	認定農業者b	野菜	0.83 ha	野菜	0.83 ha	中里集落(中里北部)
到達	農業法人a	果樹	1.63 ha	果樹	2.95 ha	中里集落(中里北部)
			0.00 ha		0.00 ha	
			0.00 ha		0.00 ha	
			0.00 ha		0.00 ha	
			0.00 ha		0.00 ha	
			0.00 ha		0.00 ha	
			0.00 ha		0.00 ha	
			0.00 ha		0.00 ha	
計	3 経営体		3.80 ha		5.11 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、中里地区全体で193筆、120,941.53㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 中里集落のうち、中里北部の町道中里63号線及び町道中里64号線周辺の農地は、将来の経営農地の集約化を目指し、原則、農地中間管理機構の活用を促進していく。 農地中間管理機構の活用の促進にあたっては、メリットをわかりやすく説明する等、周知内容の工夫に努めるとともに、生産組合等を通じた継続的な情報提供を図る。 また、借り手に対しても認定農業者等の認定更新の際、積極的な利用促進を図る。</p>
<p>基盤整備への取組方針 中里集落のうち、中里北部の町道中里63号線の途中から分岐して町が管理する第2圃場とをつなぐ農道及び中里南部の町道中里5号線については、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、道路拡幅等の基盤整備に取り組むことを検討する。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 町有害鳥獣対策協議会との連携により、町内農地における有害鳥獣の農業被害を軽減するため、必要に応じて有害鳥獣の捕獲を行うとともに、「二宮町イノシシ被害対策方針」に基づく取り組みの推進により、市街地及び農地等へのイノシシの定着を防止し、もって農作物被害の拡大及び人身被害の発生防止に取り組む。</p>

農地地図図面 中里地区



後継者の有無

- 後継者がいる農地
- 後継者がいない農地
- 農地 (回答なし)